

校則(松中生の心得)

みんなの学校生活をよりよくするために、一人ひとりが自分で考え、判断し、行動できる松中生になろう。

【中学生としての自覚を持った行動をしよう!】

- ・自分を大切にしよう。他人を大切にしよう。物を大切にしよう。
- ・何事も行動する前に、善し悪しをよく考えよう。
- ・時間を守ろう。
- ・いつも元気に大きな声で自分からあいさつをしよう。
- ・目上の人に対する言葉遣いを丁寧にならう。
- ・何事にも感謝の気持ちを持とう。

1 風紀について

<服装>

「学校で定められた標準服を正しく着用しよう!」

(1) 標準服について、次のようなことに気をつけましょう。

- ① 夏季はポロシャツ、冬季はブレザーを着用しましょう。ブレザーを腕まくりすることは、やめましょう。
- ② 校内では、常に指定の名札台布を左胸に着用し、名札台布に名札・校章・学年章をつけましょう。
- ③ ネクタイは、カッターシャツの第1ボタンまで留めて、着用しましょう。
- ④ スラックスを着用する場合は、黒・紺・茶色のベルトを着用しましょう。また、特殊なデザイン(飾り付き、金属輪が多数ついているものなど)のベルトの着用はやめましょう。
- ⑤ スカートの丈はひざが隠れるように着用しましょう。(ウエスト部で折らない)
- ⑥ カッターシャツ・ポロシャツの下には白、灰、ベージュ色で無地かワンポイントまでの派手でなく、透けない肌着を着用しましょう。
- ⑦ 登校時の服装は、部活動の朝の練習がある場合も含め、標準服で登校しましょう。
下校時の服装も部活動の放課後の練習がある場合をのぞき、標準服で下校しましょう。
休みの日や再登校する場合も、部活動をのぞき、標準服で登下校しましょう。
- ⑧ 平日や休業日も、制服で登校しましょう。ただし、体育大会や休日の部活動等は、体操服等で登校することができます。平日の部活動終了後の下校については、健康面や時刻等をしっかり考え、制服に更衣し、下校するか活動した服装で下校するか各自で判断しましょう。

⑨ 7月から9月までを完全夏服とし、12月から4月までを完全冬服でそろえ、その他の期間については移行期間として、各自で健康面に注意し、気候にあった服装で学校生活を過ごしましょう。

※気候の状況により期間を変更することがあります。

※冬季において、登下校に時間がかかり暑い場合は、ブレザーをかばんに入れて持ってくるようにしましょう。

(2) 靴,靴下について、次のようなことに気をつけましょう。

① 外靴は、運動のしやすいひも靴を着用しましょう(デッキシューズなどは運動に適していません)。

② 上靴は、原則として学校指定のものを履きましょう。

③ 靴下は、黒・白・灰・茶・紺色で、無地かワンポイントまでの派手でないものを着用しましょう。

また、くるぶしあたりの短い靴下を着用する場合は、運動時の怪我に十分気をつけましょう。

(3) 冬季の防寒具について、次のようなことに気をつけましょう。

① セーター(新標準服よりVネックセーターで統一)やカーディガン、インナーダウンを着用する場合は、黒・白・灰・茶(ベージュ含)・紺色で無地かワンポイントのものにしましょう。

② 寒い時期の登下校は、マフラーやネックウォーマー、手袋、学校指定のウインドブレーカーを着用するなど、健康に気をつけましょう。

※ 令和5年度は、移行期のため、3年生はロッカーに入る上衣を着てもかまいません。

③ レギンス、タイツ、ストッキングを着用する場合は、黒・白・灰・茶・ベージュ・紺色のものを着用しましょう。

<頭 髪>

「清潔でさわやかな髪型にしよう!」

(1) 健康や学習、運動に支障がなく、式典・行事・受験などを見据えた髪型にしましょう。

(2) 前髪は目にかからないようにしましょう。目にかかる場合は髪の毛を切るか、ヘアピンで止めましょう。

※ 触覚ヘア(前髪の横、もみあげより少し前部分の髪)についても、支障がないように各自で管理しましょう。

(3) 髪が肩にかかる場合は、髪の毛を切るか、くるなど工夫しましょう。くる場合は、帽子をかぶる際に支障が出ない位置でくくりましょう(耳の高さを目安)。おだんごやハーフアップにする場合も帽子をかぶる際に支障がないようにしましょう。

※ ヘアピン、ゴムはアクセサリーのない黒・紺・茶色を使用しましょう。

(4) 脱色・染色・パーマ・剃り込み等はやめましょう。

(5) 整髪料の使用はやめましょう。

(6) 特殊な髪型、奇抜、派手な髪型はやめましょう。ツープロック等にする場合は、刈り上げの長さによって奇抜に見えることがあるため、散髪をしてくれる人に奇抜にならないように依頼しましょう。

<持ち物>

「学校生活に必要な無いものは持ってこない!」

- (1) カバンは、学校指定の通学カバンおよび補助カバンを使用しましょう。補助カバンの代用に、紙袋やビニール袋を使用することはやめましょう。
- (2) カバンにキーホルダーつけたり、落書きをしたりすることはやめましょう。
- (3) 物品購入代金などを除いて、必要以上のお金を持って来ないように気をつけましょう。
- (4) ピアスやネックレス、指輪などのアクセサリーは一切身につけないように気をつけましょう。
- (5) マンガやゲーム、おやつ、携帯電話、スマートフォン、学習に必要な無い物、危険物(カッターナイフ等)は、絶対に持って来ないように気をつけましょう。
※ 誤って不要物を持ってきた場合は、先生に預かってもらいましょう。(先生から保護者に返却)

2 学校生活について

<松崎中学校生の1日>

「自分で考え、行動できる中学生になろう!」

- (1) 登下校は、徒歩で指定された通学路を通る。
道路一杯に広がらないなど、マナーを守って通学する。熱中症対策として、日傘の使用や、松崎中学校帽子を着用して登校することもできます。
- (2) 登校時間は、8時 20 分までに生徒通用門を通過し8時 25 分までに教室に入り、着席しておきましょう。
- (3) 遅刻した場合は、正門横のインターホンを押し、学年・組・名前を名乗ってから入り、教室に行く前に職員室に立ち寄り、担任または学年の先生に出席を確認してもらいましょう。
- (4) 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引などは、原則として事前に必ず担任に連絡しておきましょう。事前に連絡できなかつた場合は、できるだけ早く連絡するようにこころがけましょう。
- (5) 始業のチャイムが鳴る前に教室・特別教室・体育の授業場所に移動し、授業の準備をしましょう。
- (6) 授業に遅れた場合は、その理由をきちんと説明しましょう。また、授業中にやむを得ない理由で席を立つ場合は、先生に必ず理由を伝えてから行動しましょう。
- (7) 授業中は各教科担任の指示および諸注意を守りましょう。特に実験や実習のときは、勝手な行動は危険です。
- (8) 自習時間は、教科リーダーが先生から指示を受け、静かに学習しましょう。
- (9) 教室以外で授業を受ける場合は、当番が教室の戸締り・消灯を確実にいきましょう。また、貴重品等がある場合は貴重品袋を活用しましょう。
- (10) 授業終了後、全校生徒で清掃し、各自の分担は責任を持ってやりとげ、担当の先生に報告しましょう。
- (11) 部活動および委員会活動などで校内に残る生徒以外の生徒は、速やかに下校しましょう。

<その他の注意事項・禁止事項>

「ルールを守り、みんなが過ごしやすい学校に!」

- (1) 登下校中は、買い食いや寄り道をやめましょう。
- (2) 自転車通学はできませんが、生徒会や部活動等で自転車を使用する場合は、事前に担当の先生に確認しましょう。
- (3) 登校後は、下校まで許可無く校外に出ない。
- (4) 休業日の登下校は、正門を利用しましょう。
- (5) 転居などにより、学校に届けている住所・電話番号等が変更になる場合は、できるだけ早く学校に連絡します。学校の物は大切に扱う。もし誤って破損したときは、すぐに先生に申し出ましょう。
- (6) 休業日に部活動以外で教室やその他の施設・設備を使用する場合は、必ず事前に手続きをとり許可を得ましょう。
- (7) 職員室に用があるときは入口でクラス(部活動)、名前、用件を言いましょう。
- (8) 校内では、レスリング・相撲・空手など危険な遊びはしない。
- (9) 生徒同士でお金(電子マネー含む)の貸し借りは、絶対にしない。
- (10) 校内で危険物や不審物を発見したときは、速やかに先生に報告する。
- (11) 災害時などに正しく作動しない恐れがあるので、非常ボタンや防火扉には触れないようにする。
- (12) 学校には私服で登校しない。

3 学校外での生活について

<中学生としての心がけ>

「松崎中学校生としての誇りと自覚を持とう!」

- (1) 外出するときは、特に人目を引くような派手な服装や髪型をしない。また、誰と、どこへ、何をしに行くのか、帰宅時間は何時か、など必ず保護者に伝える。
- (2) 交通ルールを守り、安全には十分気をつける。また、次のような行為は絶対にしてはいけない。
 - ① 自転車の2人乗り
 - ② 単車の運転
 - ③ 道路上での遊び(スケートボードなど)
 - ④ その他、危険な場所での遊び
- (3) 携帯電話、スマートフォン等の使用については、家族と十分話し合っ使用時間や使用目的を決めておく。また、インターネットで情報発信をする際には、掲示板、SNSなどに、自分のことはもちろん他人の個人情報を書き込まない、誹謗中傷をしない。
- (4) 繁華街や遊技場などに生徒同士で行く場合は、必ず保護者の許可を得る。
- (5) 日没後、保護者に無断で外出はしない。外泊は、保護者同伴の場合に限る。

- (6) 遊泳が禁止されている海や河川, 池などでは絶対に泳がない。
- (7) 事故やトラブルにあたり, 見かけたりした場合は, すぐに警察署や消防署, 学校に連絡する。
- (8) アルバイトは, 原則として禁止する。家庭の事情によりやむを得ずしなければならない場合は, 事前に担任と相談し, 学校長に申請書を提出し許可を得なければならない。